

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年七月四日から施行する。

令和七年七月四日

国税庁長官 江島 一彦

改正後			改正前		
○別表			○別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
[略]			[同左]		
規則第 九条第 四項	(略)	(略)	規則第 九条第 三項	(略)	(略)
規則第 九条第 五項	(略)	(略)	規則第 九条第 四項	(略)	(略)
規則第 九条第 六項第 六号	(略)	(略)	規則第 九条第 五項第 六号	(略)	(略)
[略]			[同左]		
備考 表中の[ ]の記載は注記である。					